

税理士法人武内総合会計に

休業損害調査

を依頼しませんか！

専門家の調査は、被害者の適正な補償と
損害率の改善を同時に実現します！

交通事故の被害者に支払われる保険金算定の中で、被害者の休業損は最も難しく、また示談の際にも主張に大きく差が出るところで、担当者にとって実に頭の痛い問題です。

「税理士法人武内総合会計」は税理士事務所として全国で初めて、休業損害調査業務に本格的に取り組みました。専門家としての知識と経験を生かし、『被害者の適正な補償額の算定』を基本理念として各保険会社に高品質の報告書をお届けしてきました。

税理士法人武内総合会計

福岡市中央区舞鶴2丁目8-20

TEL 代表 (092) 781-8882

FAX 代表 (092) 781-0253

◎被害者の適正な補償額の算定を目的としています

被害者がもし交通事故にあわなければ得たであろう利益、つまり、交通事故で失った利益を適正に算定することを基本理念としています。不当な要求に対してもあくまで事実に基づき、公正かつ妥当な算定を行います。又、不当に低く算定することはありません。

◎知識・経験と豊富なノウハウが生きています

被害者が中小零細事業主のケースは帳簿等算定資料が不十分な場合や、確定申告書も過少申告の主張があったりと、休業損の算定を一層困難にしています。私達会計事務所の本来業務における顧問先は中小零細事業者が大半で、それ故、資料不足等の場合も税理士としての専門知識や業務上の経験を生かして事業の流れを把握し、一部数値から、売上、仕入や経費の推測が可能であり、より事実に近い算定が可能です。又、今までの5,000件を超える調査により数多くの調査・算定のノウハウが蓄積されていることも高品質報告書の作成を可能にしています。

◎判例も採用、理論的に明確に算定します

今までの一般の報告書の特徴は被害者の主張をこと細かく報告し、臨場感はありますが、算定作業としては必ずしも充分とはいえませんでした。私たちの報告書は被害者の主張を提出資料や事実関係から正確に吟味した上、理論的にかつ明確に算定します。又、事例によっては判例を採用し、算定の裏付けを強固にします。

◎裁判の証拠資料になります

示談がまとまらず裁判になった場合、私たちの報告書は、裁判の証拠資料として裁判所に提出されます。より、真実に近く適正な補償額の算定をした報告書は、裁判上の解決にも生かされています。もちろん、必要な場合は、私たちは証人としても証言いたします。

◎業種や損害の内容は問いません

私たちの調査対象は建設業、土木業、飲食業、不動産業、農業、漁業等の自営業者、会社役員、職人、ホステス等被害者の業種は何でもOKです。一般にドンブリ勘定で帳簿が不備な業種ほど私たちの調査が生きてきます。又、調査対象も、一般の休業損のほか、店舗休業損、休車損害（現在増えてきています。）逸失利益等、損害の内容も問いません。

◎新種保険、モラルリスク事案の調査も行っています

最近自動車保険以外の新種保険の調査も増えています。所得補償、店舗休業、利益、生産物賠償責任等の保険やモラルリスク事案として悪用される盗難保険、火災保険等の各事案の調査を行っています。

◎保険会社担当者向けの研修も開催しています

保険会社の各担当者に対し、休業損をテーマに研修を行っています。

最近開催したテーマを紹介しますと

『休業損算定の実務』（休損認定と調査上の問題点）

『休業損算定資料の見方・読み方』

『業種別休業損算定方法』

『利益保険・店休保険の基礎知識』

それぞれ、今までの調査事例をまじえたテキストにより実践的な研修を行っています。